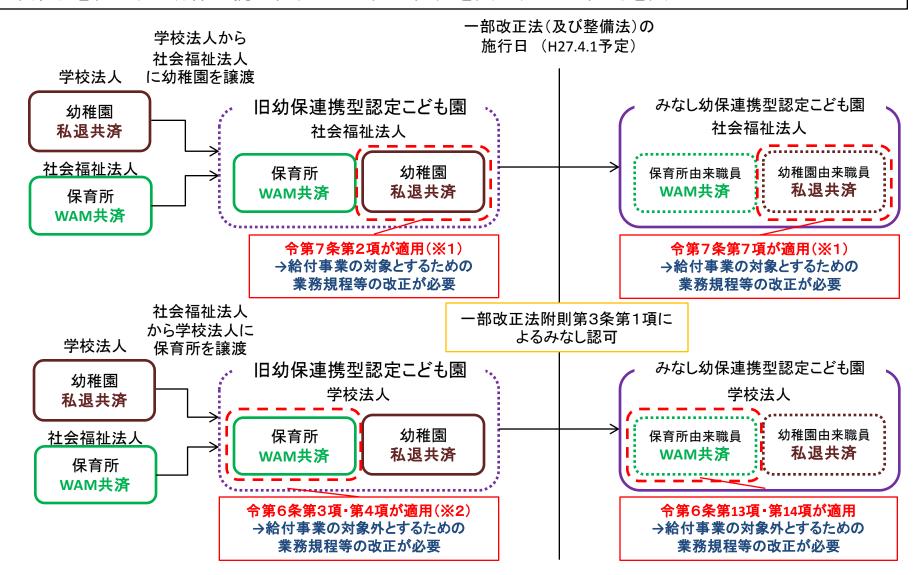
①経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園及び保育所から構成される旧幼保連携型認定 こども園であって、施行日の前日までに事業譲渡を行い、みなし認可を受けるケース

一部改正法(及び整備法)の 施行日(H27.4.1予定) 旧幼保連携型認定こども園 みなし幼保連携型認定こども園 社会福祉法人 社会福祉法人 幼稚園 学校法人から 保育所 幼稚園由来職員 保育所由来職員 私退共済 社会福祉法人 WAM共済 WAM共済 私退共済 に幼稚園を譲渡 令第7条第2項が適用(※1) 令第7条第7項が適用(※1) 旧幼保連携型認定こども園 →給付事業の対象とするための →給付事業の対象とするための 業務規程等の改正が必要 業務規程等の改正が必要 社会福祉法人 学校法人 幼稚園 保育所 一部改正法附則第3条第1項に WAM共済 私退共済 よるみなし認可 旧幼保連携型認定こども園 みなし幼保連携型認定こども園 学校法人 学校法人 社会福祉法人 から学校法人に 幼稚園 幼稚園由来職員 保育所 保育所由来職員 保育所を譲渡 私退共済 私退共済 WAM共済 WAM共済 令第6条第3項・第4項が適用(※2) 令第6条第13項・第14項が適用 →給付事業の対象外とするための →給付事業の対象外とするための 業務規程等の改正が必要 業務規程等の改正が必要

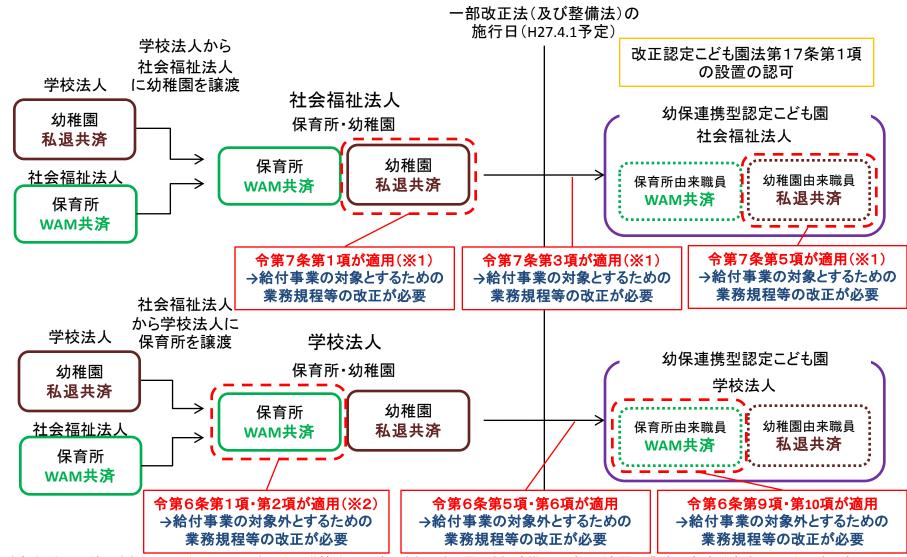
- ※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。
- ※2:学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の対象であって、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の 図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)。

②経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であって、施行日の前日までに事業譲渡を行い、旧幼保連携型認定こども園の認定を受け、みなし認可を受けるケース



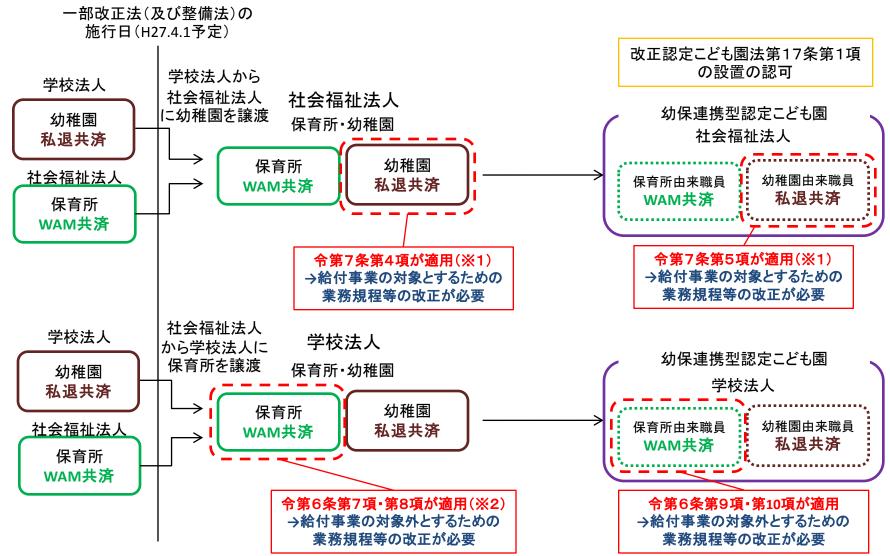
- ※1:社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・みなし幼保連携型認定こども園をWAM共済の共済契約対象施設とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。
- ※2: 学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の対象であって、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の 図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)。

③経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であって、施行日の前日までに事業譲渡を行い、一部改正法の施行日以後、幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けるケース



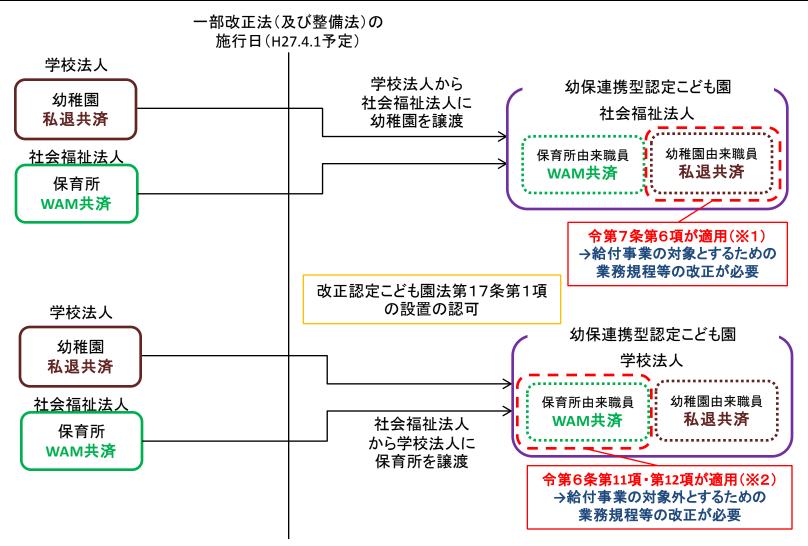
- ※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る (上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・幼保連携型認定 こども園をWAM共済の共済契約対象施設とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。
- ※2: 学校法人が保育所の経営を開始する日の前日においてWAM共済の対象であって、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の 図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)。

④経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であって、施行日以後、事業譲渡 を行い、当該幼稚園又は保育所を運営した後、新幼保連携型認定こども園の認可を受けるケース



- ※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼稚園・幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る (上記の図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼稚園・幼保連携型認定 こども園をWAM共済の共済契約対象施設とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。
- ※2:施行日の前日から学校法人が保育所の経営を開始する日の前日までの間、WAM共済の対象であって、当該経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も対象となる。)。

⑤経過措置政令の公布の際現に設置されている幼稚園又は保育所であって、施行日以後、事業譲渡 を行い、新幼保連携型認定こども園の認可を受けるケース



- ※1: 社会福祉法人に使用されることとなった日の前日まで学校法人に使用され、幼保連携型認定こども園の業務に常時従事することを要する者に限る(上記の 図では幼稚園が対象となっているが、給付事業の対象となっている保育所も対象となる)。なお、給付事業を継続せずに、幼保連携型認定こども園をWAM共 済の共済契約対象施設とすることも可能(ただし、教職員の在職期間の通算は不可)。
- ※2:施行日の前日から学校法人が幼保連携型認定こども園の経営を開始する日の前日までの間、保育所がWAM共済の対象であって、幼保連携型認定こども 園の経営を開始する日にWAM共済の申込みを行うことが必要(上記の図では保育所が対象となっているが、WAM共済の申出施設等となっている幼稚園も 対象となる。)。